



雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

H-1B 年間枠達成!

2022年8月23日、米国移民局はH-1Bの年間枠が達成したと発表しました。3月に会社登録・抽選があり、当選者は4月から6月までに移民局に申請書類を提出しますが、年間枠分の申請がなかったら、7月に残存枠の再抽選を行います。当選しなかった人はオンラインのシステムの“submitted”というステータスが“Not selected”に変更になりました。

H-1Bには6.5万の普通枠とアメリカの修士号以上の学位取得者向けの追加2万枠の計8.5万枠がありますが、これに対し今年の抽選には48万件以上の登録がありました。コロナによる人手不足のせいか、今年の当選確率は18%に満たない状態でした。H-1Bの抽選に漏れてもOPT就労カードがまだ有効であれば、その有効期限まで米国内で就労することができます。OPT失効後の選択肢としては、下記のオプションが挙げられます。

- 1) H-1B 年間枠免除機関を通してH-1Bを申請する。
- 2) 再度学位取得のプログラムに入り、F-1 学生滞在資格を延長する。
- 3) 米国内でその他の滞在資格へ変更する。
- 4) OPT の猶予期間失効前に出国する。

【H-1B 枠免除機関】 非営利団体の大学機関、非営利団体の大学機関と連携プログラムがある機関（たとえば、大学からインターン生をうけいれている病院など）、もしくは政府や民間の非営利のリサーチ団体などは、H-1Bの年間枠制限の対象ではないので、年中いつでもH-1Bを申請することができます。また、H-1Bはフルタイムでもパートタイムでも申請できます。枠免除の雇用主がH-1Bを申請すれば、枠免除の雇用主のもとで就労が続く限り、枠免除でない雇用主も第2雇用主としてH-1Bを申請することができます。ただし、この場合、枠免除の雇用主との雇用関係が終了すれば、枠該当の雇用主での雇用も無効となります。枠該当の雇用主が単独でH-1Bをスポンサーするためには、翌年の年度枠で新たにH-1Bを申請しなければなりません。

【F-1 滞在資格延長】 学校の他のプログラムに再入学してF1 学生滞在資格を延長し、来年度再度H-1Bを申請する方法もあります。また、学位が異なるプログラムであれば、学校に9ヶ月在籍すれば、再度OPTやCPTを申請することができます。また、学校内の仕事（On-campus employment）に就くこともできます。

【その他滞在資格へ変更】

- ・ **就労ビザ< E ビザ >** 専門的な職務経験のある人で、雇用主がEビザの条件を満たしていれば、Eビザ申請を検討することもできるでしょう。

< L1 ビザ > また、米国外の関連会社で1年勤務をして、1年後に関連会社間転勤用のLビザを申請するオプションもあります。

- ・ **研修ビザ< J-1 >** 研修目的であれば、米国外の大学を卒業して1年間の関連経験があれば、18カ月間（旅行関係は12カ月）実地訓練のできるJ1研修ビザを申請することもできます。米国外の大学を卒業していなければ、米国外で5年間の関連職務経験が条件となります。

< H-3 > また、アメリカでの研修に関連する学歴や職歴がない場合は、H-3研修ビザの申請を検討することもできるでしょう。ただし、H-3はJ-1とは異なり、教室内の研修が主体となるため、実地研修は最小限にとどめなければなりません。最長2年間までですが、2年間を全部使うと、国外に半年でていないとH-1BやLビザを申請できなくなります。

- ・ **日本人以外< H-1B >** チリ・シンガポール人にはH-1B普通申請の6.5万枠の中から6,800枠が別枠として設けられているので、この枠がなくなるまでH-1Bの申請ができます。**< E-3 >** オーストラリア人で大学の専攻が職種と一致していれば、E-3ビザを申請することができます。E-3には10,500の年間枠がありますが、この枠がなくなるまで申請が可能です。

< TN > カナダやメキシコ人には年間枠のないTNビザがあります。TNビザは主にSTEM分野の特定ポジションに限定されていますが、文系では会計、経済分析、カウンセラーなどが職種リストにあげられています。

- ・ **観光ビザ< B-2 >** 上記どのビザにも該当しない人で、とりあえずアメリカでの滞在期間を数か月延ばしたい場合は、B2観光ビザ滞在資格への変更申請をすることができます。B2滞在資格では就学、就労することはできません。また運転免許を更新することもできませんが、この間に引越しの準備、或は旅行などすることは可能です。

【出国】 上記どれも該当しない、或はB2観光滞在期間も使い果たした場合、一旦日本にもどり、来年度のH-1Bに再登録し、当選すればH-1Bを申請して、10月1日のH-1B開始日前の10日前に戻ってくるすることができます。また、アメリカ国外の関連会社で1年間勤務し、関連会社間移動用のLビザを申請して戻ってくることも検討できるでしょう。その間アメリカ国外で雇用されていれば、ESTAで短期出張することもできます。



執筆：大蔵昌枝弁護士
Taylor English Duma LLP 法律事務所
* Copyright reserved. 著作権所有
1600 Parkwood Circle, Suite 200,
Atlanta, GA 30339
DIRECT: 678.426.4641
OFFICE: 770.434.6868
E-Mail: mokura@taylorenchinese.com
www.taylorenchinese.com

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめご承知下さい。